

令和6年度 三方原用水二期農業水利事業  
河川協議資料作成業務

特 別 仕 様 書

【当初】

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1-1条 三方原用水二期農業水利事業 河川協議資料作成業務の施行にあたっては農林水産省農村振興局制定「調査・測量・設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

### (目的)

第1-2条 この業務は、国営三方原用水二期農業水利事業（以下、「当該事業」という。）の水利使用を更新するため、河川協議資料の作成を行うものである。

### (場所)

第1-3条 この業務の対象とする施行場所は静岡県浜松市地内であり、別添施行位置図に示すとおりである。

### (土地への立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

### (一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは速やかにこれに応じるものとする。
- (4) 本業務は、土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）のほか、見積による歩掛であることから、その妥当性を検証するため、業務完了までに実態調査を行い、調査結果を監督職員に報告するものとする。

### (管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネジャー	農業土木	

### (担当技術者)

第1-7条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

### (配置技術者の確認)

第1-8条 共通仕様書第 1-11条における業務組織計画の作成及び第 1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する場合も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置づけられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

第1-9条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第2章 作業条件

(参考図書)

第2-1条 設計作業の参考にする図書は、次によるものとする。

番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社)農業土木事業協会	平成5年3月

(貸与資料等)

第2-2条 貸与資料は、次のとおりである。

- (1) 「国営土地改良事業地区調査三方原用水二期地区 営農計画その他業務」 成果品
- (2) 「国営土地改良事業地区調査三方原用水二期地区 費用対効果分析その他業務」 成果品
- (3) 「全体実施設計三方原用水二期地区 河川協議資料作成業務」 成果品
- (4) 「全体実施設計三方原用水二期地区 河川協議資料補足検討業務」 成果品
- (5) 「令和4年度 三方原用水二期農業水利事業 水利使用更新基礎資料作成業務」 成果品
- (6) 「令和5年度 三方原用水二期農業水利事業 水利使用検討業務」 成果品
- (7) 「令和5年度 三方原用水二期農業水利事業 三方原用水二期地区受益面積変動調査業務」 成果品
- (8) その他必要な資料

(貸与資料の取扱い)

第2-3条 第2-2条に示す貸与資料の取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第2-4条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密として、互いに協調の図られた成果としなければならない。

番号	業務名	業務実施期間
1	再評価基礎資料作成業務	令和6年6月～令和7年3月

## 第3章 業務作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務の作業内容は別紙1の作業項目内訳表で示すものとする。

(作業の留意点)

第3-2条 検討作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプットの様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 検討条件等は必ず明記すること。
- (4) 請負者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-3条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。

1. 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器」という。）は電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2. 機器等の導入

- (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3. 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- (1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子写真データの作成要領（案）6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4. 写真の納品

受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に（URL「<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」）のチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性の確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5. 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

## 第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

- 初回 作業着手の段階
- 第2回 中間打合せ
- 第3回 中間打合せ
- 最終回 業務報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、

上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

## 第5章 成果物

### (成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R又はDVD-R）正副2部

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部を提出するものとする。

2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。

### (成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

静岡県浜松市中央区砂山町350番地5 浜松駅南ビルディング11F

関東農政局三方原用水二期農業水利事業所

## 第6章 契約変更

### (契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 関係機関等対外的協議等により作業内容等に変更が生じた場合。
- (6) 関連業務との調整により作業内容等に変更が生じた場合。
- (7) その他重要な変更が生じた場合。

## 第7章 定めなき事項

### (定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1 【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容
1 準備作業	
(1) 現地調査	当該事業の受益地、用水施設（国営、県営）及び用水利用状況などの現地調査を行う。また、関連する「天竜川下流二期地区」についても、必要に応じて現地調査を行うものとする。
(2) 関係資料の把握	当該業務の実施に必要となる貸与資料などの各種資料を確認し、内容の把握を行う。なお、貸与資料のほか発注者から提供する資料は以下のとおりである。 ・「天竜川下流二期地区」の減水深調査結果
2 用水計画諸元の確定	
(1) 受益面積	過年度までに取りまとめられている、水収支計算に必要となる地目、土壌タイプごとの受益面積について、令和5年度末時点の受益面積調査結果を反映し再整理を行う。 なお、関連事業計画に関わるもの、浜松市ものづくり特区に関わるもの等は、発注者の関係機関との調整結果を踏まえ反映するものとする。
(2) 用水計画諸元	過年度までに取りまとめられている用水計画諸元について、1の(2)で提供する「天竜川下流二期地区」の減水深調査結果を含めて検証（過去から同一の調査結果から各々の用水計画諸元を決定してきた経緯を踏まえて）を行い、用水計画諸元を確定する。 ただし、「クレソン栽培」にかかわる用水計画諸元については、令和6年度の調査も踏まえて確定するものとする。
3 水収支計算	
(1) 需要量計算	2の(1)及び(2)で確定した用水計画諸元に基づき、令和5年度業務で実施している需要量計算の更新を行う。 なお、需要量計算は関係機関調整のため、クレソン栽培に関わる用水諸元の確定前に実施し、確定後に補足計算を行い修正するものとする。
4 河川協議資料作成	
(1) 河川協議資料	水収支計算結果を基に河川協議資料（河川法施行規則第11条第2項の規定による添付図書）の作成を行う。
(2) 河川協議図面	河川管理者との協議に係る図面の作成を行う （添付図面） ・一般計画平面図（縮尺1/50000） ・かんがい用水ブロック図 ・計画用水系統模式図 ・減水深調査位置図 ・その他図面
5 河川協議説明資料の作成	河川協議資料の説明資料として、かんがい面積、水稻作付け計画、代掻き用水量、減水深、畑地かんがい等の計算例の作成を行う。
6 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。なお、照査計画の作成については、本作業項目に含まれるものとする。
7 点検取りまとめ	点検取りまとめを行い、報告書を作成する。

注) 「4 河川協議資料作成」、「5 河川協議説明資料の作成」は、水収支計算結果等に基づく、前回協議書（平成28年2月12日付け関振第1227号）の更新とする。